



別紙 1

平成26年度 補助事業等実績報告書

平成27年4月30日

函館市長 工藤 壽 樹 様

函館市大手町3番3号
一般社団法人函館歯科医師会
会長 永坂



補助事業等の名称 休日救急歯科診療運営事業

平成26年5月21日付函福健をもって補助金等の交付を受けた上記の補助事業等は、平成27年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	1,584,000円
補助金等領収済額	金	1,584,000円
補助金等領収未済額	金	0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日	昭和22年12月6日
	構 成 員	函館歯科医師会会員（会員数237）
	<p>営む主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科医学の医術の進歩発達に関する事業 2. 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事業 3. 救急歯科医療及び休日救急歯科診療事業 4. 障害者（児）歯科診療事業 	
補助事業等の内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 休日・祝日及び年末年始における救急歯科診療 2. 学術研修及び講演会・従業員研修及び講習会 3. 休日救急歯科当番医との打合せ 4. 函館市医師会・函館薬剤師会役員との打合せ 	
補助事業等の実施による効果	<p>従来、各歯科医院で実施していた休日救急歯科診療が、平成15年度から、函館口腔保健センターにおいて一元的に行われるようになったことで体制が安定し、救急歯科医療の確立と急病患者的の利便向上が図られることにより市民の健康保持に効果が現れた。</p>	
備 考		

共通第4号様式(第7条第2項, 第17条第2項)

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額 (a)		本年度決算額 (b)		増 減 (b-a)		決算額内訳
	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	
診療報酬収入	5,268,000	5,268,000	6,070,982	6,070,982	802,982	802,982	
窓口収入	2,517,000	2,517,000	1,873,540	1,873,540	△643,460	△643,460	
助成金収入 (函館市)	1,584,000	1,584,000	1,584,000	1,584,000	0	0	函館市 1,584,000
助成金収入 (北海道歯科医師会他)	257,000	257,000	255,600	255,600	△1,400	△1,400	北海道歯科医師会等 255,600 その他 0
雑収入	87,000	87,000	96,076	96,076	9,076	9,076	
借入金	0	0	0	0	0	0	一般会計より
その他収入	724,000	724,000	32,898	32,898	△691,102	△691,102	
合 計	10,437,000	10,437,000	9,913,096	9,913,096	△523,904	△523,904	

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額 (a)		本年度決算額 (b)		増 減 (b-a)		決算額内訳
	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	うち, 補助対象事業	
管理費	1,575,000	1,575,000	1,624,242	1,624,242	49,242	49,242	会議費 105,585 諸給与費他 994,556 センター諸費 303,693 事務費 220,408
事業費	8,670,000	8,670,000	8,102,412	8,102,412	△567,588	△567,588	報酬 6,734,300 歯科材料費 479,457 歯科器材費 47,136 医薬品費 198,503 技工料 0 研修費等 0 広報費 52,580 公衆衛生普及費 247,767 その他 342,669
その他諸費	192,000	192,000	186,442	186,442	△5,558	△5,558	
合 計	10,437,000	10,437,000	9,913,096	9,913,096	△523,904	△523,904	

※実績報告の場合 収支差引額 0円

- (注)
- この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 - 項目は、詳細に区分して記載すること。
 - 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
 - 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 - その他必要と認められた書類を添付すること。